

重度心身障がい児福祉手当のご案内

この制度は、20歳未満の障がい児で、重度の障がいを有しながら国の制度である「障害児福祉手当」の障がい要件に該当しない児童に、市から手当を支給する制度です。

- 対象となる方 次のいずれかに該当する児童で、可児市に住所を有する方
- ①身体障害者手帳1級または2級を有する児童
 - ②療育手帳A1 またはA2 を有する児童
- ※ただし、児童が次のいずれかに該当する場合は支給されません。
- ①障害児福祉手当の支給要件に該当する
 - ②施設に入所している
- 手 当 の 額 児童1人につき月額5,000円
- 支 給 月 ・ 手当の支給は申請した月の翌月から開始し、資格がなくなった日の属する月までとします。
・ 手当は年3回に分けて支払われます。
- 12月～3月分・・・4月末日支払
4月～7月分・・・8月末日支払
8月～11月分・・・12月末日支払
- 申 請 方 法 次のものをお持ちの上、福祉支援課窓口で申請をしてください。
- ①身体障害者手帳または療育手帳
 - ②申請者(児童)の預金通帳(振込先が分かるもので結構です)
- 所 得 制 限 対象児及び扶養義務者の方の前年の所得が一定以上ある場合は、その年の8月から翌年7月までの支給が停止されます。
- そ の 他 特別児童扶養手当を受給してみえる方も申請できます。

お問い合わせ先

〒509-0292

可児市広見一丁目1番地

可児市役所 福祉支援課

電話 0574-62-1111 FAX 0574-63-1294